

「日本金融学会秋季大会」

2002年8月31日

報告者 文京学院大学
菊池 英博

* 報告議題 「日本の金融不安、なぜ長期化し、解消しないのか」
市場原理とグローバリズムへの盲従が失政の原因

* 「混乱と混迷、失政」をもたらす市場原理至上主義

90年代当初から始まった日本の金融不安は、10年以上経過しても、依然として解消していない。90年代には、度重なる金融政策と財政政策の失敗によって実体経済が浮揚力を削がれてきたうえに、昨年4月からの小泉緊縮財政によるデフレ政策が不良債権を増加させ、金融不安が残存する時には絶対にしてはならないペイオフ解禁によって金融不安を増幅させ、混迷と混乱が一段と進んである。まさに金融安定化政策(Prudential Policy)不在の重大な失政である。

「混乱」と「混迷」が継続しているのは、90年代に、政策当局と市場原理主義の学者や通称エコノミストが日本の金融問題を誤診し、90年代当初のアメリカばかりを参考にし、しかもその解決方法として、日本の現状にそぐわない市場原理至上主義を主張して、一時は無政府的状况すら生じ、実体経済を混乱させてきたからである。

* 日本の市場原理主義者の誤りを叱るアメリカの経済学者

日本の経済学は 欧米(とくにアメリカ)の経済理論のシャドウであり、独創性に乏しい。しかも、日本の市場原理主義者はアメリカ流の理念や手法を、その前提となる経済情勢を考えずに、そのまま強引に持ち込んで実施しようとする。ペイオフが格好の実例である。こうした時に、滑稽なのは「それは違うよ。今の日本には当てはまらない。お前たちは経済学を知っているのか」といって、日本の市場原理主義者を叱るのは、アメリカである。こうしたところに、日本の市場原理主義の見解が如何に適切さを欠くものか、こうした考えによる不適切な案であるか、が明瞭に分る。

* なにを*間違えてきたのか、金融安定化政策はどうあるべきか。

今回は 次の四点に絞って市場原理主義者の発想と提言がいかにか不適切なものであり、金融安定化政策の観点からどうすべきだったかについて、論じる。

- (1) 日本の金融不安の本質を見誤る 歴史認識に乏しい、重大な誤診。
- (2) グローバリズムへの誤解と盲従 市場原理主義か、行政規律か。
- (3) 銀行の株式保有問題の認識が間違っている――自由放任はアナクロニズム。

(4) ペイオフ問題 ペイオフの本質的理解不十分。アメリカの大失敗の歴史を知らない。「国際公約」は真赤なウソ。

金融不安が加速しているときに ペイオフ解禁を強行し、金融機能を麻痺状態に陥れているのはまさに社会的犯罪である。公的な立場でペイオフ解禁を主張し、金融のイロハにもとる見直し案を提案した識者は責任をとるべきである（自己責任）。

以上

[基本認識の誤り] の要約

- (1) 大恐慌的危機の認識を誤る。 (2) 新銀行行政と行政理念の混迷
- (3) 市場原理と市場規律を主張して「無策な金融行政」
- (4) 銀行の株式保有の弊害を放置、不十分な規制措置
- (5) B I S 規制対策を軽視し、対策が極めて不十分
自己資本比率規制の目的・実体経済に与える影響を軽視
- (6) 大失敗だった 98 年 3 月の公的資金による資本注入 >
第二次銀行恐慌の発生 > 強烈な信用収縮の発生 (50 兆円)
- (7) 不十分だった 99 年 3 月の公的資金による資本注入
- (8) 公共的認識と大局観に欠ける銀行経営者
- (9) ルールなき「ルール型行政」
- (10) 金融不安が拡大する時期にペイオフ解禁

しかし、今回の報告では、次の三点に焦点を絞って、日本の金融安定化政策の不適正さを指摘し、現状を打開するにはどうすればよいか、を提案したい。

(1) 大恐慌型危機の認識を誤る

日本の金融不安への対応が遅れたのは、日本の多くの識者や金融当局が 90 年代初頭に発生した日本の金融不安の原因を誤診し、90 年代初頭のアメリカの金融不安解消策と不良債権処理 (中小金融機関を対象) を参考として、対策を考えてきたからである。大手の銀行が株価と地価の暴落によって、甚大な損害を蒙り、金融機能が麻痺状態に陥ったのは、歴史的に見て 1930 年代前半のアメリカしかない。しかも、依然としてこの間違った認識から脱却していない。

* 学者やエコノミストの不適切な提案 * 親切的なアメリカの忠告を無視

* 株式保有の弊害を無視 (気が付かない!)

* その後も不十分な対策 > 依然として金融不安を増進。

(2) グローバリズムへの盲従

日本の現状に不適切な「市場原理主義」

90 年代の大きな特徴は「グローバリズム」と呼ばれる「アメリカニズム」が日本に紹介されてきたことである。これは 95 年ごろから「構造改革」という呼称で一

部の学者やマスコミによって流布され、日本の国益も考えずに、「鵜呑みにし」、「盲従する」風潮が広がった。

「恐慌的な金融危機」(市場原理では解決できない金融危機)を、市場原理一点張りで解消しようとする一部の学者やマスコミと金融当局に強まり、金融危機を拡大した。私はこの誤りを強く指摘し適してきたが、外圧(OECD, G7、サミットなど)によってようやく受け入れられた(98年10月の「早期健全化法」)、しかし、99年3月の資本注入が不十分で、肝腎のところ(経営責任と株主責任)を無視したため、国民の反感を買い、その後の「混迷」の原因となった。

ペイオフ解禁の強行も国益に合っていない、グローバリズム盲従の結果である。日本でペイオフ解禁を主張してきた学者や識者のなかには、驚くことに、ペイオフがアメリカで実行された経緯や戦後の失敗例を知らず、また実施後の金融機能への悪影響を理解していなかった(99年10月、日本経済学会でのシンポジウム)。ペイオフ解禁が現在の日本の金融改革になると考えることが、大きな誤りである。こうした状況のなかで、日本ではペイオフ解禁がなされている。

市場原理は資本主義社会で機能しうる最も優れたメカニズムであることは事実である。しかし、それが適用されるには前提条件がある。この吟味なくして、市場原理と市場規律に盲従するから、混乱が拡散させる。日本が市場原理を主張するときに、「それは妥当ではない、経済学のイロハを知っているのか」と日本を罵倒するのは、「市場原理を開発したアメリカの政府・経済学者」である。いかに日本が、不適切な理念で混乱しているかが明確にわかる。

日本の現状に合致した理念と金融安定化政策が求められる所以であり、アメリカがそのよき実例をしましている。

(3) BIS規制・自己資本比率規制対策が極めて不十分(皆無に等しい)

BIS規制(国際決済銀行BISでの自己資本比率に対する申し合わせ事項)は、「8%行」(海外に営業拠点を持つ銀行)を対象とするもので、「4%行」(営業拠点が国内だけの銀行)は対象外である。「4%行」に対する自己資本規制は、その国の金融当局が独自に決定する。

日本の「8%行」は、アメリカの「8%行」基準と比較すると、大幅に自己資本不足である。しかし、その対策がない。

日本の「4%行」には、BIS基準をそのまま適用する必要性がないのに、資産査定を厳しくして債務超過行は、すぐ潰す政策を採っている。デフレ政策を強行しておきながら、自己資本不足に陥った金融機関を潰すのでは、「金融機関が実体経済を潰す」ことになる。「4%行」に対しても、自己資本を強化する政策が必要である。しかし、対策がない。

自己資本比率規制は「資産（融資）限度額規制」である。「8%行」は「資産を自己資本の12.5倍以内に抑える」必要があり、「4%行」は「資産を自己資本の25倍以内に抑え」なければならない。

自己資本比率規制は、「自己資本本位制」と言うべき、通貨供給システムである。デフレ政策のもとで、銀行の自己資本が減額してゆくと、その12.5 - 25倍の貸し出し圧縮効果が出る。このため、国家的見地から自己資本充実対策が要請される。しかし、現在、対策は全くない。

「現状打開策」 > 金融安定化政策の確立が必要

(1) 「金融機関自己資本充実法」(公的資金枠を設定)の制定

「8%行」には アメリカ基準で自己資本を算定させ、不足分は、3年以内に増資をさせる。自己努力だけでは増資資金が不足する場合には、公的資金を注入する。

「4%行」には、最低資本金(自己資本勘定)を設定し、3年以内に実現させる(最低資本金、300 - 500億円)。自己資本比率が4%を割り、たとえ債務超過に陥ってもすぐ潰さない。

5年後には、地域金融機関(現在の4%行)の自己資本比率は、「8%以上」とする。

以上の目標を達成できない場合には、公的資金による資本注入を行う。

(2) 公的資金の注入にあつたては、経営責任と株主責任(減資)を明確にする。(確実に回収不能の融資は自己資本での償却を前提とする。) 以上

このため、適切な対応が後手に回り、国内に適正な提案があっても、政府・金融当局は聞く耳を持たなかった。また、95年秋のG7の会合で、アメリカの連邦準備制度理事会長グリーンSPANは 当時の日銀総裁松下氏にそっとメモを渡し、「日本の金融危機は90年代前半のアメリカよりも、30年代のアメリカのケースを参考にすべきである」と伝え、このメモは、松下総裁から、大蔵省に手渡された。しかし、そのまま握りつぶされてしまった、と言う。

97年10 - 12月の

(2) グローバリズムへの盲従、

市場原理主義の導入とB I S規制の軽視

90年代の特徴はグローバリズムの名のもとに、アメリカ的理念と手法を金科玉条のごとく考え、その手法をそのまま日本に導入しようとする主張が多くみられたことである。

(3) 新銀行行政と行政理念の混迷

90年代から継続する日本の金融不安は、恐慌型の性格をもつもので、市場原理的手法（市場に解決を委ねる、市場放任主義）では、かえって金融不安が高進し、危機が広まる。

こうした事態に遭遇しながら、当初（95 - 97年）金融当局は基本的に市場任せの放任主義（市場原理と市場規律を尊重する政策）を採ってきたため、

政府の金融安定化政策の基本的理念が 日本の実体経済に適応するものであるかどうか。市場原理を尊重する余り、銀行行政に混乱はなかったか。

（４）銀行の株式保有の弊害を無視したこと。

日本にとっては、これが致命的な失態であり、未だに続いている。

1990年代当初から発生した金融機関の不良債権は、95年の住専問題によって大きくクローズアップされ、大手銀行の金融不安に発展した。その後、97年10 - 12月の金融危機（筆者は「第一次平成金融恐慌」と呼ぶ）を経て、98年3月に最初の公的資金による資本注入がなされた。しかし、極めて不十分で、これが98年6 - 10月の金融危機（筆者は「第二次平成金融恐慌」と呼ぶ）を招き、98年10月の金融危機勘定（60兆円）によって金融安定化の道が拓け、

99年3月に公的資金による第二次資本注入が実施され、平成金融恐慌は一休止した。

